

第18回 不法行為：成立要件としての損害と因果関係

2015/12/14

松岡 久和

【成立要件としての損害】 (288-289頁)

- 判例・（旧）通説：被害者に生じた個別の金錢的な被害（具体的損害説）
判例 P329（労働能力が減退するも収入減がなければ損害なし）
 P330（収入維持が被害者の特別の努力など事故以外の要因に基づく場合は例外）
 P331（他の担保があっても担保権が失われたこと自体を損害と把握できる）
- 被害者に生じた不利益事実（死亡・負傷・物の滅失損傷：損害事実説）
 ※後者では、金錢的評価は損害算定の問題として効果で論じられる

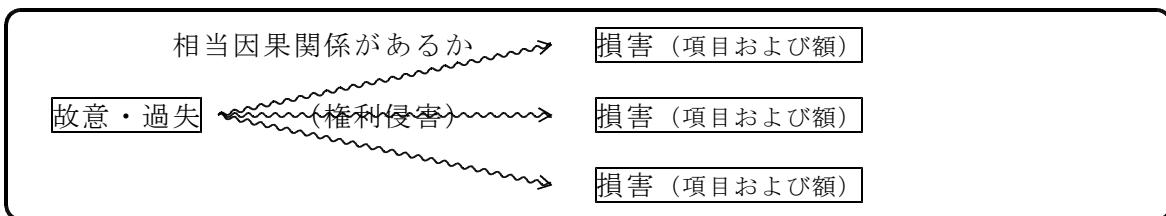
【因果関係をめぐる理論対立】

1 因果関係要件の必要性

- 無限の因果連鎖の切断
- 不作為の場合の因果関係は、理論的な難問であるが、作為義務を尽くすことによって防げる結果には因果関係があるとされる。
判例 P356（中学生殺害事件）、P371（京阪電鉄置石事件）

2 判例・（旧）通説の相当因果関係説（289頁）

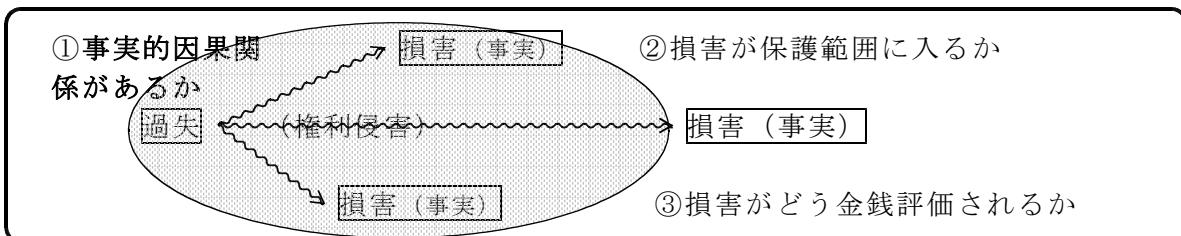
- 成立要件の問題と効果の問題（賠償範囲・金錢的評価）をすべて1つの因果関係概念で処理←完全賠償主義から出発（ドイツ法）・評価的概念を極力排除
- 条件関係（「あれなければこれなし condicatio sine qua non」テスト、「but for」テストとも）では不十分で、反復性・必然性・通常性の意味での「相当性」が必要
- 具体的には債務不履行・不法行為を通じて416条による
判例 P33（富喜丸事件）
- 批判：①成立要件と効果の問題の混同、②416条の沿革との齟齬、③法的評価の要素の隠蔽、④不法行為において予見可能性を要求することの不自然さ



3 近時の学説動向

(1) 保護範囲説（平井・内田）

- 相当因果関係 = 事実的因果関係 + 保護範囲（義務射程）+ 金錢的評価
- 後続損害（侵害と区別しない）が、加害者が違反した義務の射程内か否かで判定
 ←過失一元説：権利侵害を介しない点では相当因果関係説と共通
- 批判：①故意・過失の連結点が不明確、②「事実的」因果関係も価値判断の性格を含む（原因競合や仮定的因果関係の事例での因果関係肯定の結論）、③（過失における）予見可能性や損害回避義務は擬制的

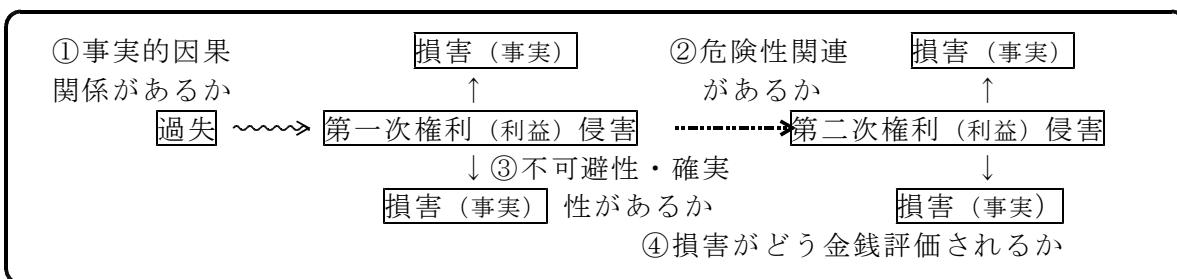


(2) 危険性関連説 (石田・前田・四宮)

- ・権利ないし利益の侵害と損害を区別
- ・第一次侵害によって特別に高められた危険が実現したことによる後続侵害については、直接の故意・過失がなくても責任を負う。
- ・批判：侵害と損害の区別・第一次侵害と後続侵害の区別は困難

※危険性関連説も、第一次侵害について不法行為が成立するためには、第一次侵害が、故意の射程や過失の前提となる義務の保護範囲内にあるか否かという判断基準を使う。

危険性関連説は、損害概念については、通説的な損害金銭説（具体的損害説）を維持するものがある（たとえば、侵害と損害を必ずしも明確に区別していない前田。原則として個別算定を取りつつ、一定の場合に抽象的損害算定でよいとする四宮）。しかし、一方で、稼働能力喪失説を支持する見解（澤井）や死傷損害説にも好意的な立場（吉村）、損害事実と金銭的評価を分けつつ、規範的評価を基礎づける評価根拠事実として個別的損害の立証を要すると考える立場（潮見）など、まちまちである。そこで下記の図では、損害（事実）という曖昧な表記をあえている。



【(事実的)因果関係の証明と認定】(290-291頁)

1 蓋然性説・事実上の推定・表見証明・間接反証理論

- ・公害や医療過誤・薬害事件のように複数の原因が考えられる場合がとくに問題
- ・厳密な自然科学的証明でなく「高度の蓋然性」の証明で足りる

判例 P328 (ルンバール・ショック事件)

P327 (適切な診療行為を行っていれば死亡時点で生存していた高度の可能性があれば、過失と死亡の間に因果関係が認められる。新美コメントも参照)

- ・原告が主要事実の直接の立証に代え、その存在を経験則上推定させる間接的な事実を証明すれば、因果関係の存在が事実上推定され、被告がその推定を覆す事実を立証（間接反証）できないかぎり、因果関係が立証されたものと扱う。

判例 新潟地判昭 46・9・29 (前回掲載の新潟水俣病事件) : ①原因物質による発症、②被告工場門前からの到達、が証明できれば、被告が自己の工場が汚染源になりえないことを証明しない限り、③被告の原因物質排出が推認され、全部の因果関係が立証されたものとされる。

大阪地判平 6・3・29 (前回掲載のテレビ火災事件)

2 統計的手法・疫学的証明

疫学的因果関係：ある因子（原因物質）と疾病（損害）の因果関係を証明する場合に、(イ)その因子が発病の一定期間前に作用することであること、(ロ)その因子が作用する程度が著しいほど、その疾病的罹患率が高まること、(ハ)その因子がとり去られた場合その疾病的罹患率は低下し、その因子をもたない集団では、その疾病的罹患率が極めて低いことなど、その因子の分布消長の立場から、流行の特性が矛盾なく説明されること、(ニ)その因子が原因として作用する機序（メカニズム）が生物学的に矛盾なく説明されること、などの条件が満たされればよいとされる。

(有斐閣『法律学小辞典〔第4版〕』より抜粋)

- ・発病の因果関係証明の難しさに対応

判例 最判昭 44・2・6 民 23 卷 2 号 195 頁 (京大水虫レントゲン皮膚ガン事件)

：統計上の因果関係、原因としての優越性、過度の照射治療の事実、照射部位のみの皮膚ガン発生の事実から、因果関係を肯定

津地四日市支判昭 47・7・24 判時 672 号 30 頁 (四日市ぜんそく事件)

3 確率的心証論 (倉田)

- ・相当因果関係の存在についての心証を損害額に反映させる手法

判例 東京地判昭 45・6・29 判時 615 号 38 頁：交通事故と後発症状との因果関係につき肯定の証拠と否定の証拠とが並び存する場合に、これを総合して相当因果関係を 70 % 肯定するとして損害額の 70 % を認容

- ・心証の一般理論との乖離や結論につき批判が多く、上記のような事例は、現在は、病的素因の問題として、過失相殺 (722 条 2 項) の類推適用で処理

4 保護法益のシフトによる因果関係の認定

- ・死亡等の結果については因果関係が証明できない場合、「適切な医療を受ける機会の喪失」や「自己決定権侵害」を理由にすれば、因果関係を肯定しうる

判例 P327 と対比される P311 (狭心症患者急死事件)

- ・もっとも、「機会の喪失」や自己決定権侵害を理由とする場合には、当然には財産損害の賠償には結びつかない。

5 因果関係存否判断の限界線 (効果としての因果関係の及ぶ範囲とも一部重なる)

- ・被害者または第三者の自由意思による行為が介在して損害が発生する場合が問題

判例 最判昭 52・10・25 判タ 355 号 260 頁 (高校教師の違法な懲戒の翌日の生徒の自殺：否定例一予見不可能)

P378 (事故後のうつ病罹患による自殺：肯定例一統計的事実による認定)

最判昭 48・12・20 民 27 卷 11 号 1611 頁 (エンジンキーをさしたままの盗難後の事故：否定例一過失の程度と事故の間の非定型性)

P314 (父の不倫による家庭破壊と子供の慰謝料請求：否定例一自由意思の介在？)

最判平 23・4・26 判時 2117 号 3 頁 (精神神経科の医師の患者に対する言動と患者がその言動に接した後に別の病院で PTSD と診断された症状との間に相当因果関係がないとされた事例－患者の態度自体が問題？)